



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 1

### 告 示

- 農業振興地域の区域の変更（農政経済課）…………… 2
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 沖縄県立奥武山総合運動場の利用料金の承認（スポーツ振興課）…………… 2

### 公 告

- 沖縄県特定調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱（財政課）…………… 9
- 政府調達に関する苦情の処理手続（財政課）…………… 9
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 13
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）…………… 13
- 大規模小売店舗の変更の届出（国際物流商業課）…………… 13
- 争議行為を行う旨の通知（労働政策課）…………… 14
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 14

### 教育委員会事項

- 沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則…………… 15
- 沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則…………… 17

### 人事委員会事項

- 職員の退職管理に関する規則…………… 19

### 選挙管理委員会事項

- 沖縄県知事選挙の選挙運動に関する収支報告書の要旨…………… 21
- 沖縄県議会議員補欠選挙の選挙運動に関する収支報告書の要旨…………… 24
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙運動に関する収支報告書の要旨…………… 29

## 規 則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第19号

#### 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年沖縄県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第5号」を「第2条第4号」に改め、同条第4号中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改める。

第3条第2項に次の1号を加える。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格に関する文書を入手するための手段

第3条に次の1項を加える。

- 4 知事は、前項の規定により資格がないと認めた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由

を書面により通知しなければならないものとする。

第4条第1項中「24日前」を「最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨を規定した場合に限り24日前」に改める。

第11条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

## 告 示

### 沖縄県告示第213号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、平成21年沖縄県告示第546号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成27年 3月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 変更した地域の名称 宮古島農業振興地域
- 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき都市計画を変更し、新たに用途地域として定めた地域に含まれる農業振興地域を宮古島農業振興地域から除外する。
- 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、中山・志堅原地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 3月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成27年 3月30日から同年 4月24日まで
- 3 縦覧に供する場所 南城市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

### 沖縄県告示第215号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第14条第3項の規定により、奥武山総合運動場の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年 3月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 奥武山総合運動場
- 2 指定管理者 株式会社トラステック 那覇市山下町28番29号奥武山アパート106号

## 3 利用料金の適用年月日 平成27年 4月 1日

## 4 利用料金の額

## (1) 奥武山陸上競技場

## ア 専用利用の利用料金

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,690円	2,690円	5,400円	800円
		一般・学生	5,400円	5,400円	10,800円	1,610円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の100人分を加算して得た額			
同上の練習のために専用する場合			アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額の2分の1の額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合		10,800円	10,800円	21,600円	3,240円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の200人分を加算して得た額			

## イ 個人及び団体練習の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	回数券(11枚)
個人利用	児童・生徒	40円	40円	40円	400円
	一般・学生	80円	80円	80円	800円
団体利用	50人以上100人未満の場合		1人につき個人利用の利用料金の額に10分の9を乗じて得た額		
	100人以上200人未満の場合		1人につき個人利用の利用料金の額に10分の8を乗じて得た額		
	200人以上の場合		1人につき個人利用の利用料金の額に10分の7を乗じて得た額		
利用者が利用の際、屋外照明を点灯している場合の加算額	児童・生徒		1人1回につき30円		
	一般・学生		1人1回につき60円		

## ウ 施設設備の利用料金

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置			1,080円	1,080円	2,160円	530円
屋外照明(専用利用の場合)	児童・生徒	全点灯	1時間につき1,290円			
		2分の1点灯	1時間につき640円			
	一般・学生	全点灯	1時間につき2,590円			
		2分の1点灯	1時間につき1,290円			

## エ 用具の利用料金

種類	利用料金の額	種類	利用料金の額
棒高跳用一式	100円	着地測定器	100円
走高跳用一式	100円	移動障害物一式	100円
決勝審判台	100円	上記以外のもの1点につき	40円

## (2) 奥武山補助競技場

## 専用利用の利用料金

区分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	1,230円	1,230円	2,460円	340円
その他の催物に専用する場合	2,470円	2,470円	4,950円	740円

## (3) 奥武山庭球場

## ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額 (1面につき)			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	690円	690円	1,390円	180円
	一般・学生	1,440円	1,440円	2,880円	390円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額			

## イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額 (1面につき)	
	9時～17時	時間外 (1時間につき)
児童・生徒	1時間につき160円	180円
一般・学生	1時間につき340円	390円

## ウ 施設設備の利用料金

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	640円	640円	1,290円	310円
会議室	260円	260円	530円	125円
シャワー	1人1回につき20円			
器具	1点につき40円			
屋外照明	1面1時間につき160円			

## (4) 奥武山水泳プール

## ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	1時間につき920円
	50メートルプール	1時間につき1,970円
	飛び込みプール	1時間につき1,970円
入場料を徴収する場合	50メートルプール	最高入場料（税込）の100人分
	飛び込みプール	最高入場料（税込）の100人分

## イ 個人及び団体練習の利用料金

区分		利用料金の額	
個人利用	児童・生徒	1人2時間につき100円	回数券（11枚）1,000円
	一般・学生	1人2時間につき200円	回数券（11枚）2,000円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の9を乗じて得た額	
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の8を乗じて得た額	
	200人以上の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の7を乗じて得た額	

## ウ 施設設備の利用料金

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 （1時間につき）
場内放送装置	1,080円	1,080円	2,160円	530円
会議室	530円	530円	1,080円	530円

## (5) 武道館

## ア 専用利用の利用料金

## (7) アリーナ棟

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 （1時間につき）
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	14,880円	14,880円	29,770円	4,080円
		一般・学生	18,160円	18,160円	36,320円	4,980円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の50人分を加算して得た額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	24,700円	24,700円	49,410円	6,780円
		営利を目的とする場合	102,290円	102,290円	204,590円	28,120円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の100人分を加算して得た額			
備考 利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。						

(イ) 錬成道場棟

区分				利用料金の額			
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	錬成道場(各階ごと)	4,040円	4,040円	8,090円	1,110円
			トレーニングルーム	3,510円	3,510円	7,030円	960円
			相撲場	1,610円	1,610円	3,240円	540円
			クライミングウォール	600円	600円	1,220円	200円
	一般・学生	錬成道場(各階ごと)	5,130円	5,130円	10,270円	1,400円	
		トレーニングルーム	5,340円	5,340円	10,700円	1,460円	
		相撲場	2,160円	2,160円	4,320円	690円	
		クライミングウォール	810円	810円	1,620円	260円	
入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の10人分を加算して得た額				
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	錬成道場(各階ごと)	6,300円	6,300円	12,610円	3,460円
		営利を目的とする場合	錬成道場(各階ごと)	26,220円	26,220円	52,450円	7,200円
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の20人分を加算して得た額			

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額	
児童・生徒	2時間につき90円	回数券(11枚)900円
一般・学生	2時間につき160円	回数券(11枚)1,600円

ウ 施設設備の利用料金

(ア) アリーナ棟

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
大型映像装置	12,220円	12,220円	24,460円	3,350円
場内放送装置	1,210円	1,210円	2,430円	590円
場内音響装置	11,140円	11,140円	22,300円	3,060円
役員室	310円	310円	640円	100円
控室	310円	310円	640円	100円

(イ) 錬成道場棟



種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,210円	1,210円	2,430円	590円
会議室	570円	570円	1,160円	160円
研修室	570円	570円	1,160円	160円
修養室	310円	310円	640円	100円
役員室(相撲場)	310円	310円	640円	100円

## エ 用具の利用料金

種類	利用料金の額 (1回につき)	種類	利用料金の額 (1回につき)
電光表示装置一式	530円	卓球台一式	100円
ハンドボールゴール一式	210円	バレーボール用支柱一式	100円
移動式バスケット台一式	210円	長机1台	50円
バドミントン用支柱一式	100円	椅子1脚	10円

## オ 冷房利用料金(専用利用の場合)

## (ア) アリーナ棟

区分	利用料金の額(1時間につき)
アリーナ	12,000円
役員室	100円
控室	100円

## (イ) 錬成道場棟

区分	利用料金の額(1時間につき)
錬成道場(各階ごと)	1,720円
トレーニングルーム	540円
会議室	160円
研修室	220円
修養室	100円
役員室(相撲場)	100円

## (6) 奥武山弓道場

## ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時～21時
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,420円	2,420円	4,860円	3,240円
	一般・学生	3,240円	3,240円	6,480円	4,860円

入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額
------------	---

## イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額		
	9時～13時	13時～17時	17時～21時
児童・生徒	110円	110円	170円
一般・学生	230円	230円	330円

## (7) 糸満球技場

## ア 専用利用の利用料金

区分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	1,230円	1,230円	2,460円	340円
その他の催物に専用する場合	2,470円	2,470円	4,950円	740円

## イ 個人及び団体練習の利用料金

区分	利用料金の額
個人及び団体	陸上競技場の個人及び団体練習の利用料金の額に準じた額

## ウ 施設設備の利用料金

区分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
会議室	260円	260円	530円	100円
シャワー	1人1回につき20円			

## (8) ライフル射撃場

## ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	4時間につき8,580円
	一般・学生	4時間につき17,170円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額

## イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額		
児童・生徒	2時間につき220円	回数券(11枚) 2,200円	定期券(1年) 11,000円
一般・学生	2時間につき450円	回数券(11枚) 4,500円	定期券(1年) 22,500円

備考



- 1 「時間外」とは、午後5時から午前9時までに施設を利用する場合をいう。
- 2 時間外の利用料金は、1時間を単位とし、利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 3 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とは、それ以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 4 小学校就学の始期に達するまでの者からは利用料金を徴収しない。

## 公 告

沖縄県特定調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県特定調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

沖縄県特定調達苦情検討委員会設置要綱の一部を次のように改正する。

第1条中「政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束」に改める。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

第2条に次の1項を加える。

- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(議事録)

第7条 委員会においては、議事録を作成する。

### 附 則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

政府調達に関する苦情の処理手続を次のように定める。

平成27年3月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 政府調達に関する苦情の処理手続

政府調達に関する苦情の処理手続の全部を改正する。

- 1 沖縄県政府調達苦情検討委員会
  - (1) 沖縄県政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。
  - (2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。
- 2 苦情の申立て
  - (1) 供給者(調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。)は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束(以下「協定等」という。)の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。
  - (2) 供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあつては、当

該調達機関は、当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

### 3 期間

- (1) 本処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。
- (2) 本処理手続において、作業日とは、県の休日でない日をいう。
- (3) 本処理手続において、期間の初日は、算入しない。
- (4) 本処理手続において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。

### 4 参加者

- (1) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ全ての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。
- (2) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。
- (3) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、5(6)に定める公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならないが、当該供給者であって通知を行った者（以下「参加者」という。）は、本処理手続の適用を受ける。
- (4) (3)の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

### 5 苦情の検討の手続

- (1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。
- (2) 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。
- (3) 委員会は、原則として、申し立て後10作業日（沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する県の休日でない日をいう。以下同じ。）以内に苦情について検討し、次のアからオまでに該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。
  - ア 遅れて申立てが行われた場合
  - イ 協定等と無関係な場合
  - ウ 軽微な、又は無意味な場合
  - エ 供給者からの申立てでない場合
  - オ その他委員会による検討が適当でない場合
- (4) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨申し出ることができる。
- (5) 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には、当該申立てを受理することができる。
- (6) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。
- (7) 契約締結又は契約執行の停止
  - ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申し立て後12作業日以内に速やかに文書で行う。
  - イ 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。
  - ウ 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。
  - エ 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。

オ エの場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

カ オの通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうか判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

(8) 検討

ア 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる恐れのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

ウ 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる恐れのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

エ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、本処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。

オ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果をとりまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。

カ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

キ カの承認は、いつでも取り消すことができる。

ク 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。

ケ 代理人が2人以上あるときは、各人が本人を代理する。

コ 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

サ コの承認は、いつでも取り消すことができる。

シ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。

ス 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。

ソ 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

タ 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見をもつ技術者等より意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

(9) (1)による苦情申立てはいつでも取り下げることができる。

(10) 関係調達機関の報告書

ア 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し以下の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

(ア) 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書

(イ) 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項の全てに答えている説明文

(ウ) 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

イ 委員会は、アに定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちにその写しを関係調達機関に送付する。

ウ 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他当該者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しない。

## 6 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては50日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

(2) 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、次のアからオまでのうち1又は2以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

ア 新たに調達手続を行う。

イ 調達条件は変えず、再度調達を行う。

ウ 調達を再審査する。

エ 他の供給者を契約締結者とする。

オ 契約を破棄する。

(3) 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における<sup>かし</sup>瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

(4) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

(5) 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。

(6) 関係調達機関は、原則として、関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内（公共事業に係る苦情申立てについては60日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。

(7) 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。

(8) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報する。

## 7 迅速処理

(1) 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。

(2) 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知する。

(3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

ア 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、5(10)に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

イ 委員会は、苦情が申し立てられた後45日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては25日以内）に、検討の結果の報告書及び提案書を文書で作成する。

## 8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する。

## 9 調達に係る文書の保存



調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から3年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあつては5年間）、当該調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存しなければならない。

#### 10 適用

- (1) 協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額によるものとする。
- (2) 本処理手続は、平成27年3月27日以降に申し立てられた苦情について適用し、同日前に申し立てられた苦情については、なお従前の例による。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があつた。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年5月17日まで縦覧に供する。  
平成27年3月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあつた年月日 平成27年3月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かりゆし結
- 3 代表者の氏名 内山勇
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市伊祖五丁目11番8号パラティーノ伊祖708
- 5 定款に記載された目的 この法人は、働く意欲を持つ障害者の方に、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業として、就労の場、訓練の機会を提供し、働くことによる社会参加を通して、障害者に対する理解を深め、障害者就労の改善を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があつた。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年5月12日まで縦覧に供する。  
平成27年3月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあつた年月日 平成27年3月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ワン' sパートナーの会
- 3 代表者の氏名 比嘉秀夫
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里崎山町4丁目52番地9
- 5 定款に記載された目的 この法人は、人間に愛されるべくこの世に生を受けている愛玩動物で、特に人との関わりの深い愛犬と飼い主との、相互の安全保護と生活環境の充実を図り、「終生飼養」を啓蒙活動します。特に「狂犬病ワクチン接種」及び「登録義務」の周知徹底や、望まれない命を減らすべく「避妊・去勢手術」のあり方を飼い主と一緒に考えていきます。また、適正飼養においては「しつけ」「基本訓練」などの指導やこれに関する広報活動により、沖縄県の人口比率から見た犬・猫の年間殺処分頭数を減らしたく、観光立県、そして真の癒しの島として、社会的・経済的に弱い立場の人々や動物たちにも住みやすい、「心豊かな島・命どう宝の沖縄」を県内外に発信することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があつた。

なお、関係書類は、平成27年3月27日から同年7月27日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 H A P I N A H A（ハピナハ） 那覇市牧志2丁目2番30号

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウボウ商事 那覇市牧志2丁目2番30号 代表取締役 糸数剛一
- 3 届出年月日 平成27年 3月 5日
- 4 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前 15,179平方メートル  
変更後 3,736平方メートル
  - (2) 駐車場の位置及び収容台数  
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 407台  
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 252台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻 午前10時30分、閉店時刻 午後7時30分  
変更後 開店時刻 午前9時、閉店時刻 翌日の午前零時
  - (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前10時30分から午後7時30分まで  
変更後 午前8時30分から翌日の午前零時30分まで
  - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
変更前 午前10時30分から午後7時30分まで  
変更後 午前9時から翌日の午前零時30分まで
- 5 変更する年月日 平成27年 3月 6日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から争議行為を行う旨、平成27年3月18日次のとおり通知があった。

平成27年 3月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 1 事件

- (1) 生活を守る大幅な賃金の引上げと雇用の確保。大幅な一時金の獲得。「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一扫。非正規労働の拡大反対、均等待遇の実現。下請け・派遣労働の導入・拡大反対
  - (2) 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・介護・福祉労働者の大幅増員。夜勤改善の制度化
  - (3) 夜勤交替制労働者の勤務時間は「1日8時間以内、週32時間以内、勤務間隔12時間以上」。長時間・2交替制勤務反対。2年課程通信制の改善、受講保障、支援措置の確立
- 2 期間 平成27年 3月31日午前8時30分から争議解決の日まで
- 3 場所 沖縄協同病院、とよみ生協病院、中部協同病院、那覇民主診療所、浦添協同クリニック、首里協同クリニック、糸満協同診療所、協同にじクリニック、やんばる協同クリニック、老健施設かりゆしの里、生協デイサービスとよみ、安謝高齢者複合施設、美里高齢者複合施設、小規模多機能ホーム石川にじの家、地域包括支援センター古波蔵、株式会社メディコープおきなわ、浦添虹薬局、美里虹薬局及びこくら虹薬局
- 4 概要 全面ストライキを含む一切の争議行為。ただし、保安要員は除く。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成27年3月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年1月7日 沖縄県指令土第9号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字豊原412番1ほか4筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 株式会社ドンキホーテホールディングス 代表取締役 大原孝治
- 5 検査済証番号 平成27年3月13日 第4190号
- 6 工事完了年月日 平成27年2月20日

## 教育委員会事項

沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

### 沖縄県教育委員会規則第5号

#### 沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則

沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第7号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この規則は、沖縄県教育委員会が行う県立学校に勤務する職員（以下「職員」という。）に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項の規定に基づく教職員評価（以下「教職員評価システム」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ること並びにその評価を人事管理の基礎とすることを目的とする。

（対象となる職員の範囲）

**第2条** 教職員評価システムは、全ての職員について実施する。ただし、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が評価結果を給与等へ反映する余地がない、又は反映することが適当でない者として指定する職員については、実施しない。

（評価の種類）

**第3条** 評価の種類は、前条に規定する職員に対して実施する定期評価及び条件附採用期間中の職員に対して実施する特別評価とする。

（評価期間）

**第4条** 定期評価の評価期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 特別評価の評価期間は、条件附採用期間とする。

（評価の実施）

**第5条** 定期評価は、次条から第9条までの規定により実施する。

- 2 特別評価は、教育長が別に定める方法により実施する。

（評価者及び調整者）

**第6条** 定期評価における、1次評価者（第7条第3項に定める手続を行う者をいう。以下同じ。）、最終評価者（第7条第4項に定める手続を行う者をいう。以下同じ。）及び調整者（第7条第5項に定める手続を行う者をいう。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

（実施方法）

**第7条** 定期評価は、能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務成績の評価をいう。以下同じ。）を、教育長が別に定める育成・評価記録書（以下「記録書」という。）により行うものとする。



- 2 定期評価を受ける職員（以下「被評価者」という。）は、その職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績について、教育長が定める日までに記録書により、1次評価者（校長、副校長、教頭、事務長及び船長にあっては、最終評価者）に申告するものとする。
- 3 1次評価者は、被評価者の職務遂行状況を観察し、記録書を基に面談及び指導助言を行い、当該被評価者が発揮した能力及び挙げた業績について評価し、最終評価者に対して意見具申を行う。
- 4 最終評価者は、被評価者の職務遂行状況を観察し、記録書を基に面談及び指導助言を行い、当該被評価者が発揮した能力及び挙げた業績について評価する。
- 5 調整者は、最終評価者による評価について不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、適当でないとする場合には1次評価者及び最終評価者に再評価を行わせる上で、能力評価及び業績評価が適当である旨の確認を行う。

（教育長の指導及び助言）

**第8条** 教育長は、評価の適正な実施を確保するため、校長に対し再評価の実施その他必要な指導及び助言を行うことができる。

（評価結果の開示）

**第9条** 最終評価者は、被評価者の評価結果を、教育長の定めるところにより、当該被評価者本人に開示するものとする。

（苦情の申出）

**第10条** 被評価者は、前条の規定により開示を受けた評価結果に関する苦情その他定期評価に関する苦情があるときは、教育長が別に定める方法により、苦情の申出をすることができる。

（苦情への対応）

**第11条** 教育長は、前条の規定により申出のあった苦情への対応（以下「苦情対応」という。）を適切に行うものとする。

- 2 苦情対応は、苦情相談及び苦情処理により行うものとする。
- 3 苦情相談は、定期評価に関する苦情を幅広く受け付けるものとする。
- 4 苦情処理は、開示された評価結果に関する苦情で苦情相談により解決されなかった苦情を受け付けるものとする。

（不利益取扱いの禁止）

**第12条** 1次評価者、最終評価者、調整者及び教育長は、被評価者が苦情の申出を行ったこと、苦情相談又は苦情処理に関する調査に協力したこと等を理由として、当該被評価者又は当該調査に協力した者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（守秘義務）

**第13条** 教職員評価システムに関する事務に従事する者は、職務上知ることのできた内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該事務に従事しなくなった場合においても、同様とする。

（記録書の保存）

**第14条** 記録書の保存期間は5年とする。

（補則）

**第15条** この規則に定めるもののほか、教職員評価システムの実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**別表**（第6条関係）

被評価者	1次評価者	最終評価者	調整者
校長	—	教育長	—
副校長、教頭、事務長、船長	—	校長	学校人事課長

主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員	副校長又は教頭		
学校栄養職員、事務職員、現業職員	事務長（事務長の配置がない場合にあつては、教頭）		
船員	船長		

沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

### 沖縄県教育委員会規則第6号

#### 沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則

沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この規則は、市町村教育委員会が行う市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第46条の規定に基づく教職員評価（以下「教職員評価システム」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ること並びにその評価を人事管理の基礎とすることを目的とする。

（対象となる職員の範囲）

**第2条** 教職員評価システムは、全ての職員について実施する。ただし、沖縄県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が評価結果を給与等へ反映する余地がない、又は反映することが適当でない者として指定する職員については、実施しない。

（評価の種類）

**第3条** 評価の種類は、前条に規定する職員に対して実施する定期評価及び条件附採用期間中の職員に対して実施する特別評価とする。

（評価期間）

**第4条** 定期評価の評価期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 特別評価の評価期間は、条件附採用期間とする。

（評価の実施）

**第5条** 定期評価は、次条から第9条までの規定により実施する。

2 特別評価は、県教育長が別に定める方法により実施する。

（評価者及び調整者）

**第6条** 定期評価における、1次評価者（第7条第3項に定める手続を行う者をいう。以下同じ。）、最終評価者（第7条第4項に定める手続を行う者をいう。以下同じ。）及び調整者（第7条第5項に定める手続を行う者をいう。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

（実施方法）

**第7条** 定期評価は、能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務成績の評価をいう。以下同じ。）を、県教育長が別に定める育成・評価記録書（以下「記録書」という。）により行うものとする。

2 定期評価を受ける職員（以下「被評価者」という。）は、その職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績について、県教育長が定める日までに記録書により、1次評価者（校長、副校長及び教頭に

あつては、最終評価者)に申告するものとする。

3 1次評価者は、被評価者の職務遂行状況を観察し、記録書を基に面談及び指導助言を行い、当該被評価者が発揮した能力及び挙げた業績について評価し、最終評価者に対して意見具申を行う。

4 最終評価者は、被評価者の職務遂行状況を観察し、記録書を基に面談及び指導助言を行い、当該被評価者が発揮した能力及び挙げた業績について評価する。

5 調整者は、最終評価者による評価について不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、適当でないとする場合には1次評価者及び最終評価者に再評価を行わせる上で、能力評価及び業績評価が適当である旨の確認を行う。

(市町村教育長の指導及び助言)

**第8条** 市町村教育委員会教育長(以下「市町村教育長」という。)は、評価の適正な実施を確保するため、校長に対し再評価の実施その他必要な指導及び助言を行うことができる。

(評価結果の開示)

**第9条** 最終評価者は、被評価者の評価結果を、県教育長の定めるところにより、当該被評価者本人に開示するものとする。

(評価結果の報告)

**第10条** 市町村教育委員会は、評価結果について、県教育長の定めるところにより、沖縄県教育委員会に報告するものとする。

(苦情の申出)

**第11条** 被評価者は、第9条の規定により開示を受けた評価結果に関する苦情その他定期評価に関する苦情があるときは、当該被評価者が所属する学校を所管する市町村教育長に対し、県教育長が別に定める方法により、苦情の申出をすることができる。

(苦情への対応)

**第12条** 市町村教育長は、前条の規定により申出のあった苦情への対応(以下「苦情対応」という。)を適切に行うものとする。

2 苦情対応は、苦情相談及び苦情処理により行うものとする。

3 苦情相談は、定期評価に関する苦情を幅広く受け付けるものとする。

4 苦情処理は、開示された評価結果に関する苦情で苦情相談により解決されなかった苦情を受け付けるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

**第13条** 1次評価者、最終評価者、調整者及び市町村教育長は、被評価者が苦情の申出を行ったこと、苦情相談又は苦情処理に関する調査に協力したこと等を理由として、当該被評価者又は当該調査に協力した者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

**第14条** 教職員評価システムに関する事務に従事する者は、職務上知ることのできた内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該事務に従事しなくなった場合においても、同様とする。

(記録書の保存)

**第15条** 記録書の保存期間は5年とする。

(補則)

**第16条** この規則に定めるもののほか、教職員評価システムの実施に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**別表**(第6条関係)

被評価者	1次評価者	最終評価者	調整者
校長	—	市町村教育委員会教育長	—

副校長、教頭	—	校長	市町村教育委員会教育長の指定する職の者
主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、栄養教諭（共同調理場に勤務する者を除く。）、学校栄養職員（共同調理場に勤務する者を除く。）、事務職員	副校長又は教頭		
共同調理場に勤務する栄養教諭及び学校栄養職員	共同調理場の所長等		

## 人事委員会事項

職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

### 沖縄県人事委員会規則第1号

#### 職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第6号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

**第2条** 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

**第3条** 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(内部組織の長に準ずる職)

**第4条** 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 議会事務局長
- (2) 会計管理者
- (3) 人事委員会事務局長
- (4) 監査委員事務局長
- (5) 警務部長
- (6) 生活安全部長

- (7) 刑事部長
- (8) 交通部長
- (9) 警備部長
- (10) 労働委員会事務局長

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

**第5条** 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

**第6条** 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

**第7条** 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

**第8条** 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

**第9条** 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の氏名、所属、職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項

(再就職者による依頼等の届出の手続)

**第10条** 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 所属及び職





その他の寄附	0件	0円	広告費	720,360円
その他の収入		221,703円	文具費	57,553円
今回計		5,221,703円	食糧費	136,000円
前回計		0円	休泊費	0円
総計		5,221,703円	雑費	0円
			今回計	6,937,169円
			前回計	0円
			総計	6,937,169円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	829,400円
	ポスターの作成	1,000,000円
	計	1,829,400円

報告書受理年月日	平成26年12月1日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	喜納昌吉	所属党派	無所属	期間	平成26年10月14日から 平成26年11月27日まで 第1回分
出納責任者氏名	長間孝寿				

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	863,750円
(氏名)	(職 業)	(寄附額)	家屋費	150,000円
(団体名)			選挙事務所費	90,000円
富銘孝志	会社員	15,000円	集会会場費	60,000円
豊岳道子	カウンセラー	130,000円	通信費	26,911円
山内弘林	無職	50,000円	交通費	1,668,709円
佐久間敬子	フリーター	30,000円	印刷費	1,381,416円
阿波根昌吉	無職	30,000円	広告費	470,092円
入濱京子	介護士	30,000円	文具費	120,190円
その他の寄附	24件	135,000円	食糧費	387,461円
その他の収入		5,321,833円	休泊費	523,575円
今回計		5,741,833円	雑費	149,729円
前回計		0円	今回計	5,741,833円
総計		5,741,833円	前回計	0円
			総計	5,741,833円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成26年11月28日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	下地幹郎	所属党派	無所属	期間	平成26年9月8日から 平成26年11月18日まで 第1回分
出納責任者氏名	亀川雅裕				



収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	4,014,648 円
〔氏名〕	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	5,314,994 円
			選挙事務所費	1,913,752 円
下地ミキオ後援会		9,000,000 円	集合会場費	3,401,242 円
宮城準	会社役員	1,000,000 円	通 信 費	5,332,198 円
當銘賢一	会社役員	50,000 円	交 通 費	1,795,384 円
照屋進	会社役員	200,000 円	印 刷 費	4,144,932 円
伊良部金助	会社役員	1,000,000 円	広 告 費	2,621,830 円
池間武俊	会社役員	50,000 円	文 具 費	223,690 円
神谷幸枝	理事長	500,000 円	食 糧 費	319,235 円
知念寿	会社役員	1,000,000 円	休 泊 費	16,128 円
上原宜成	無職	500,000 円	雑 費	1,526,961 円
その他の寄付	1件	10,000 円		
その他の収入		12,000,000 円		
今 回 計		25,310,000 円	今 回 計	25,310,000 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		25,310,000 円	総 計	25,310,000 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成26年11月30日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-------------	-------------

候 補 者 氏 名	仲井真弘多	所 属 党 派	無所属	期 間	平成26年10月10日から 平成26年11月27日まで 第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	渡久地英男				

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	2,065,250 円
〔氏名〕	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	4,531,317 円
			選挙事務所費	3,702,006 円
沖縄21世紀ビジョン	政治団体	19,222,821 円	集合会場費	829,311 円
を実現する県民の会			通 信 費	385,699 円
自由民主党	政党	2,000,000 円	交 通 費	1,577,289 円
			印 刷 費	10,239,780 円
			広 告 費	1,860,681 円
			文 具 費	647,901 円
			食 糧 費	1,224,599 円
その他の寄付	0件	0 円	休 泊 費	9,720 円
その他の収入		20,000 円	雑 費	709,685 円
今 回 計		21,242,821 円	今 回 計	23,251,921 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		21,242,821 円	総 計	23,251,921 円

	項 目	金 額
--	-----	-----

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	809,100 円
	ポスターの作成	1,200,000 円
	計	2,009,100 円

報告書受理年月日	平成26年12月1日	第1回報告分
----------	------------	--------

**沖縄県選挙管理委員会告示第4号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成26年11月16日執行の沖縄県議会議員補欠選挙（名護市、沖縄市及び那覇市選挙区）における各候補者の出納責任者から提出された「選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨」を次のとおり公表する。

平成27年 3月27日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年11月16日執行沖縄県議会議員補欠選挙（名護市区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,846,000円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	具志堅徹	候補者届出政党 又は所属党派	平和・誇りあ る豊かさ ひやみか ちうまん ちゅ名護 の会	期間	平成26年11月4日から 平成26年12月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	比嘉勝彦				

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄付額)	人 件 費	371,000 円
神山初美	会社員	15,000 円	家 屋 費	187,805 円
具志堅肇	無職	40,000 円	通 信 費	0 円
岸本正吾	フリーライター	24,000 円	交 通 費	12,534 円
			印 刷 費	717,841 円
			広 告 費	79,000 円
			文 具 費	1,835 円
			食 糧 費	109,592 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	9,245 円
その他の寄附	0件	0 円		
その他の収入		889,526 円		
今 回 計		968,526 円	今 回 計	1,488,852 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		968,526 円	総 計	1,488,852 円

報告書受理年月日	平成26年12月1日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	末松文信	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	平成26年11月5日から 平成26年11月29日まで 第1回分
出納責任者氏名	川添博明				

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	720,000 円
〔氏名〕	(職 業)	(寄付額)	家 屋 費	171,412 円
			通 信 費	19,916 円
自由民主党名護市	政党	1,160,000 円	交 通 費	4,712 円
支部			印 刷 費	649,860 円
自由民主党沖縄県	政党	200,000 円	広 告 費	350,504 円
支部連合会			文 具 費	90,415 円
スエマツ文信後援会	政治団体	300,000 円	食 糧 費	37,990 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0件	0 円		
その他の収入		400,000 円		
今 回 計		2,060,000 円	今 回 計	2,044,809 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,060,000 円	総 計	2,044,809 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成26年11月29日	第 1 回報告分
-----------------	-------------	----------

候 補 者 氏 名	末松文信	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間 平成26年11月30日から 平成26年12月16日まで 第 2 回分
出納責任者氏名	川添博明			

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
〔氏名〕	(職 業)	(寄付額)	家 屋 費	0 円
			通 信 費	9,457 円
		0 円	交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	9,457 円
前 回 計		2,060,000 円	前 回 計	2,044,809 円
総 計		2,060,000 円	総 計	2,054,266 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成26年12月16日	第 2 回報告分
-----------------	-------------	----------

候 補 者 氏 名	末松文信	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間 平成26年12月17日から 平成27年 1月20日まで 第 3 回分
出納責任者氏名	川添博明			

収 入		支 出	
主たる寄附		人 件 費	0 円

〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄付額)	家 屋 費	0 円
			通 信 費	6,923 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
			その他の寄附	0件
その他の収入		1,189 円		
今 回 計		1,189 円	今 回 計	6,923 円
前 回 計		2,060,000 円	前 回 計	2,054,266 円
総 計		2,061,189 円	総 計	2,061,189 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成27年 1月23日	第 3 回報告分
-----------------	-------------	----------

- 1 選挙の種類 平成26年11月16日執行沖縄県議会議員補欠選挙（沖縄市区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,620,500円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	亀田隆	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間 平成26年10月7日から 平成26年11月27日まで 第1回分
出納責任者氏名	下地孝典			

〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄付額)	収 入	支 出	
			主たる寄附	人 件 費	120,000 円
				家 屋 費	90,000 円
				通 信 費	0 円
				交 通 費	188,054 円
				印 刷 費	739,000 円
				広 告 費	164,486 円
				文 具 費	5,363 円
				食 糧 費	43,754 円
				休 泊 費	0 円
	雑 費	21,061 円			
その他の寄附	0件	0 円			
その他の収入		689,718 円			
今 回 計		689,718 円	今 回 計	1,371,718 円	
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円	
総 計		689,718 円	総 計	1,371,718 円	

報 告 書 受 理 年 月 日	平成26年11月28日	第 1 回報告分
-----------------	-------------	----------

候 補 者 氏 名	島袋恵祐	候補者届出政党 又は所属党派	「命の雫」の 会	期間 平成26年10月29日から 平成26年11月27日まで 第1回分
出納責任者氏名	仲村盛男			

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	405,000 円
〔氏名〕	(職 業)	(寄付額)	家 屋 費	224,000 円
			通 信 費	0 円
〔団体名〕			交 通 費	0 円
日本共産党中部地区委員会		1,300,000 円	印 刷 費	448,800 円
			広 告 費	349,680 円
			文 具 費	17,741 円
			食 糧 費	24,370 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	30,031 円
その他の寄附	35件	262,500 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		1,562,500 円	今 回 計	1,499,622 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,562,500 円	総 計	1,499,622 円

報告書受理年月日	平成26年11月27日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	花城大輔	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	平成26年10月4日から 平成26年12月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	瑞慶山良一郎				

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	299,765 円
〔氏名〕	(職 業)	(寄付額)	家 屋 費	659,347 円
			通 信 費	7,818 円
〔団体名〕			交 通 費	0 円
自由民主党沖縄県	政党	200,000 円	印 刷 費	2,032,308 円
支部連合会			広 告 費	680,625 円
自由民主党沖縄市	政治団体	400,000 円	文 具 費	32,620 円
支部			食 糧 費	119,503 円
自由民主党沖縄県	政治団体	1,300,000 円	休 泊 費	0 円
沖縄市区第一支部			雑 費	154,973 円
その他の寄附	26件	130,000 円		
その他の収入		1,600,000 円		
今 回 計		3,630,000 円	今 回 計	3,986,959 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		3,630,000 円	総 計	3,986,959 円

報告書受理年月日	平成26年12月1日	第1回報告分
----------	------------	--------

- 1 選挙の種類 平成26年11月16日執行沖縄県議会議員補欠選挙（那覇市区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,805,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	謝花良広	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	平成26年10月17日から 平成26年11月28日まで 第1回分
出納責任者氏名	金城正廣				

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	0円
〔氏名〕	(職業)	(寄付額)	家屋費	0円
			通信費	0円
関山登志仁	不動産業	100,000円	交通費	10,160円
我部政照	無職	60,000円	印刷費	987,040円
金城正廣	不動産業	100,000円	広告費	188,176円
			文具費	2,980円
			食糧費	12,780円
			休泊費	0円
			雑費	16,206円
その他の寄附	6件	60,000円		
その他の収入		600,000円		
今回計		920,000円	今回計	1,217,342円
前回計		0円	前回計	0円
総計		920,000円	総計	1,217,342円

報告書受理年月日	平成26年11月28日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	比嘉瑞己	候補者届出政党 又は所属党派	平和・誇りあ る豊かさを！ ひやみかち まんちゅ那覇 の会	期間	平成26年10月21日から 平成26年12月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	小松直幸				

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	184,000円
〔氏名〕	(職業)	(寄付額)	家屋費	269,135円
			通信費	0円
日本共産党沖縄県	政党	640,735円	交通費	0円
委員会			印刷費	882,192円
浦崎豊子	無職	30,000円	広告費	445,600円
知念修	自営業	50,000円	文具費	0円
古堅実吉	無職	20,000円	食糧費	0円
佐久川信	無職	50,000円	休泊費	0円
阿波根昌秀	弁護士	30,000円	雑費	0円
比嘉了	会社員	100,000円		
嘉陽宗儀	県議	20,000円		
玉木誠也	無職	20,000円		
その他の寄附	26件	142,000円		
その他の収入		0円		
今回計		1,102,735円	今回計	1,780,927円
前回計		0円	前回計	0円
総計		1,102,735円	総計	1,780,927円

報告書受理年月日	平成26年12月1日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	山川典二	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	平成26年10月26日から 平成26年12月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	山川典二				

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄付額)		
沖縄県医師連盟	政治団体	300,000 円	人 件 費	1,479,500 円
那覇支部			家 屋 費	294,960 円
外間政春		100,000 円	通 信 費	180,563 円
仲田龍男		200,000 円	交 通 費	77,956 円
池田弘		30,000 円	印 刷 費	989,820 円
仲村正治		20,000 円	広 告 費	268,738 円
浦崎家三		20,000 円	文 具 費	67,348 円
佐久川義朗		30,000 円	食 糧 費	267,424 円
徳元秀雄		30,000 円	休 泊 費	0 円
潮平瑞代		50,000 円	雑 費	60,248 円
仲田均		30,000 円		
伊禮一幸		30,000 円		
その他の寄附	8件	70,000 円		
その他の収入		3,910,291 円		
今 回 計		4,820,291 円	今 回 計	3,686,557 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		4,820,291 円	総 計	3,686,557 円

報告書受理年月日	平成26年12月1日	第1回報告分
----------	------------	--------

沖縄県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の出納責任者から提出された「選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨」を次のとおり公表する。

平成27年 3月27日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（沖縄県第1区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）23,042,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	赤嶺政賢	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間	平成26年11月20日から 平成26年12月29日まで 第1回分
出納責任者氏名	小松直幸				

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕	(職 業)	(寄附額)		
			人 件 費	841,750 円
			家 屋 費	2,190,608 円



〔団体名〕			選挙事務所費	2,190,608 円
日本共産党沖縄県	政党	1,633,840 円	集会会場費	0 円
委員会			通 信 費	0 円
井上吉郎	無職	50,000 円	交 通 費	45,110 円
赤嶺政起	無職	500,000 円	印 刷 費	1,603,050 円
岩井三樹	団体職員	50,000 円	広 告 費	240,800 円
岡田朝子	弁護士	100,000 円	文 具 費	9,072 円
喜多自然	弁護士	50,000 円	食 糧 費	0 円
中村照美	弁護士	20,000 円	休 泊 費	0 円
原国政裕	医師	50,000 円	雑 費	0 円
宮城春美	無職	50,000 円		
饒平名知孝	無職	20,000 円		
仲山忠克	弁護士	100,000 円		
大城喜代美	団体職員	100,000 円		
長嶺竹信	自営業	50,000 円		
国吉初江	無職	30,000 円		
上原祥典	会社員	30,000 円		
照屋守子	無職	20,000 円		
山里昌毅	無職	20,000 円		
その他の寄附	34件	223,500 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		3,097,340 円	今 回 計	4,930,390 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		3,097,340 円	総 計	4,930,390 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	245,000 円
	ビラの作成	406,700 円
	ポスターの作成	951,350 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	150,000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	80,000 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	1,833,050 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成26年12月29日	第 1 回報告分
-----------------	-------------	----------

候 補 者 氏 名	國場幸之助	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間 平成26年11月19日から 平成26年12月24日まで 第 1 回分
出納責任者氏名	松川久雄			

収 入			支 出		
主たる寄附			人 件 費	2,049,663 円	
〔氏名〕	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	3,160,450 円	
			選挙事務所費	2,736,014 円	
〔団体名〕			集会会場費	424,436 円	
自由民主党沖縄県第一選挙区支部		5,000,000 円	通 信 費	821,679 円	
			交 通 費	348,654 円	

			印刷費	1,860,200 円
			広告費	1,124,621 円
			文具費	327,025 円
			食糧費	166,070 円
			休泊費	90,000 円
			雑費	560,371 円
その他の寄付	0件	0 円		
その他の収入		5,000,000 円		
今回計		10,000,000 円	今回計	10,508,733 円
前回計		0 円	前回計	0 円
総計		10,000,000 円	総計	10,508,733 円

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
ビラの作成	462,700 円
ポスターの作成	1,098,680 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105 円
計	2,379,341 円

報告書受理年月日	平成26年12月24日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	國場幸之助	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間 平成26年12月24日から 平成27年1月29日まで 第2回分
出納責任者氏名	松川久雄			

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	0 円
			家屋費	18,144 円
			選挙事務所費	18,144 円
			集合会場費	0 円
			通信費	158,465 円
			交通費	35,640 円
			印刷費	0 円
			広告費	0 円
			文具費	17,204 円
			食糧費	0 円
その他の寄付	0件	0 円	休泊費	0 円
その他の収入		0 円	雑費	2,960 円
今回計		0 円	今回計	232,413 円
前回計		10,000,000 円	前回計	10,508,733 円
総計		10,000,000 円	総計	10,741,146 円

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	0 円
ビラの作成	0 円

支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成27年 1月30日	第 2 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	下地幹郎	候補者届出政党 又は所属党派	維新の党	期間 平成26年11月21日から 平成26年12月29日まで 第 1 回分
出納責任者氏名	富山泰寛			

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	2,402,100 円
〔氏名〕	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	588,924 円
			選挙事務所費	355,968 円
嶺井進	医師	500,000 円	集合会場費	232,956 円
維新の党衆議院沖縄県第 1 選挙区支部		17,000,000 円	通 信 費	5,489,197 円
宮城キチ子	無職	20,000 円	交 通 費	159,909 円
成田善一	無職	100,000 円	印 刷 費	8,936,854 円
嘉手納良則	無職	50,000 円	広 告 費	2,227,005 円
川上貞雄	無職	50,000 円	文 具 費	204,719 円
中村達	会社役員	50,000 円	食 糧 費	274,014 円
神谷幸枝	理事長	100,000 円	休 泊 費	0 円
			雑 費	769,405 円
その他の寄付	0件	0 円		
その他の収入		1,000,000 円		
今 回 計		18,870,000 円	今 回 計	21,052,127 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		18,870,000 円	総 計	21,052,127 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
	ビラの作成	462,700 円
	ポスターの作成	1,098,680 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105 円
	計	2,379,341 円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（沖縄県第2区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）23,226,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	照屋寛徳	候補者届出政党 又は所属党派	社会民主党	期間	平成26年11月19日から 平成26年12月29日まで 第1回分
出納責任者氏名	照屋基				

収 入

主たる寄附

〔氏名〕  
〔団体名〕

(職 業)

(寄附額)

玉城義和	県議会議員	30,000 円
桑江直哉	市議会議員	30,000 円
大城義次	会社役員	100,000 円
照屋寛之	大学教授	100,000 円
照屋寛榮	無職	300,000 円
新城敏晴	会社員	50,000 円
宮城健一	無職	30,000 円
山内徳信	無職	100,000 円
安里邦夫	会社役員	20,000 円
新川秀清	団体役員	50,000 円
棚原正榮	無職	20,000 円
野国昌春	町長	20,000 円
喜友名朝孝	無職	20,000 円
當銘勝雄	無職	20,000 円
伊志嶺善三	弁護士	30,000 円
照屋寛順	無職	50,000 円
瑞慶覧長雄	会社役員	30,000 円
与那覇正俊	会社役員	500,000 円
喜納景太	会社役員	300,000 円
社民党沖縄県連合	政党支部	200,000 円
新垣清涼	県議会議員	20,000 円
山川千代	無職	20,000 円
細川京子	会社役員	50,000 円
狩俣信子	県議会議員	50,000 円
高江洲義八	市議会議員	20,000 円
崎浜秀夫	無職	20,000 円
名嘉栄人	会社役員	100,000 円
テルヤ寛徳後援会	政治団体	100,000 円
その他の寄附	50件	454,000 円
その他の収入		1,174,933 円

今 回 計	4,008,933 円
前 回 計	0 円
総 計	4,008,933 円

支 出

人 件 費	658,500 円
家 屋 費	878,766 円
選挙事務所費	768,626 円
集合会場費	110,140 円
通 信 費	86,044 円
交 通 費	11,379 円
印 刷 費	2,029,830 円
広 告 費	1,747,040 円
文 具 費	29,180 円
食 糧 費	66,565 円
休 泊 費	0 円
雑 費	312,089 円

今 回 計	5,819,393 円
前 回 計	0 円
総 計	5,819,393 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	255,500 円
	ビラの作成	462,000 円
	ポスターの作成	641,520 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	150,120 円

	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	162,000 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	139,320 円
	計	1,810,460 円

報告書受理年月日	平成26年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	照屋寛徳	候補者届出政党 又は所属党派	社会民主党	期間	平成27年1月7日から 平成27年2月4日まで 第2回分
出納責任者氏名	照屋基				

収 入			支 出		
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	家 屋 費	
				選挙事務所費	0 円
				集合会場費	5,000 円
			通 信 費		0 円
			交 通 費		0 円
			印 刷 費		0 円
			広 告 費		0 円
			文 具 費		0 円
			食 糧 費		0 円
その他の寄付	0件	0 円	休 泊 費		0 円
その他の収入		90,000 円	雑 費		1,830 円
今 回 計		90,000 円	今 回 計		6,830 円
前 回 計		4,008,933 円	前 回 計		5,819,393 円
総 計		4,098,933 円	総 計		5,826,223 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成27年2月4日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	宮崎政久	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	平成26年11月20日から 平成26年12月29日まで 第1回分
出納責任者氏名	仲吉良品				

収 入			支 出		
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	家 屋 費	
				選挙事務所費	1,377,694 円
					945,000 円
					1,416,694 円

自由民主党沖縄県 第二選挙区支部	政党支部	9,000,000 円	集合会場費	39,000 円
ミヤザキ政久後援会	その他の政治団体	60,000 円	通 信 費	113,692 円
			交 通 費	46,037 円
			印 刷 費	5,182,730 円
			広 告 費	1,505,861 円
			文 具 費	154,272 円
			食 糧 費	299,867 円
その他の寄附	0件	0 円	休 泊 費	0 円
その他の収入		2,490,076 円	雑 費	1,885,923 円
今 回 計		11,550,076 円	今 回 計	11,550,076 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		11,550,076 円	総 計	11,550,076 円

支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
	ビラの作成	462,700 円
	ポスターの作成	1,052,722 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105 円
	計	2,333,383 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成26年12月29日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-------------	-------------

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（沖縄県第3区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）23,571,400円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	玉城康裕	候補者届出政党 又は所属党派	生活の党	期 間 平成26年11月18日から 平成26年12月29日まで 第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	平良昭一			

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	600,000 円
〔 氏 名 〕	( 職 業 )	( 寄 附 額 )	家 屋 費	443,108 円
			選挙事務所費	443,108 円
生活の党	政党	5,000,000 円	集 合 会 場 費	0 円
			通 信 費	219,212 円
			交 通 費	199,550 円
			印 刷 費	2,815,128 円
			広 告 費	1,017,436 円
			文 具 費	46,686 円
			食 糧 費	50,923 円
その他の寄附	2件	20,000 円	休 泊 費	183,662 円
その他の収入		0 円	雑 費	757,692 円
今 回 計		5,020,000 円	今 回 計	6,333,397 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円

総 計 5,020,000 円 総 計 6,333,397 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
	ビラの作成	462,700 円
	ポスターの作成	1,132,572 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105 円
	計	2,413,233 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成26年12月29日	第 1 回報告分
-----------------	-------------	----------

候 補 者 氏 名	比嘉奈津美	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間 平成26年11月7日から 平成26年12月29日まで 第1回分
出納責任者氏名	比嘉直美			

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	1,712,000 円
〔氏名〕	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	1,408,027 円
			選挙事務所費	1,114,667 円
比嘉なつみ連合後援会	政治団体	1,200,000 円	集会場費	293,360 円
自由民主党沖縄県	政党支部	10,000,000 円	通 信 費	355,988 円
第三選挙区支部			交 通 費	283,351 円
			印 刷 費	5,247,057 円
			広 告 費	2,147,749 円
			文 具 費	483,322 円
			食 糧 費	1,349,828 円
その他の寄附	0件	0 円	休 泊 費	0 円
その他の収入		3,000,000 円	雑 費	929,468 円
今 回 計		14,200,000 円	今 回 計	13,916,790 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		14,200,000 円	総 計	13,916,790 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
	ビラの作成	462,700 円
	ポスターの作成	1,132,572 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105 円
	計	2,413,233 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成26年12月29日	第 1 回報告分
-----------------	-------------	----------



候補者氏名	比嘉奈津美	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	平成27年1月17日から 平成27年1月28日まで 第2回分
出納責任者氏名	比嘉直美				

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)		
			人件費	0円
			家屋費	0円
			選挙事務所費	0円
			集会会場費	0円
			通信費	23,916円
			交通費	0円
			印刷費	0円
			広告費	0円
			文具費	0円
			食糧費	0円
その他の寄付	0件	0円	休泊費	0円
その他の収入		0円	雑費	38,601円
今回計		0円	今回計	62,517円
前回計		14,200,000円	前回計	13,916,790円
総計		14,200,000円	総計	13,979,307円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成27年2月4日	第2回報告分
----------	-----------	--------

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（沖縄県第4区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）27,599,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	仲里利信	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	平成26年11月22日から 平成26年12月29日まで 第1回分
出納責任者氏名	松田寛				

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)		
			人件費	993,000円
			家屋費	501,100円
			選挙事務所費	481,100円
			集会会場費	20,000円
仲山忠克	弁護士	50,000円	通信費	4,920円
山里将進	医師	50,000円	交通費	201,532円
上原一男	会社役員	50,000円		

湯浅嗣明	無職	50,000 円	印刷費	1,867,600 円
嘉数忠	会社役員	300,000 円	広告費	563,868 円
山里成一	無職	20,000 円	文具費	33,923 円
中村正昭	無職	100,000 円	食糧費	45,307 円
仲西為春	無職	20,000 円	休泊費	0 円
新垣栄弘	無職	30,000 円	雑費	27,073 円
大城茂子	無職	50,000 円		
仲里利雄	無職	50,000 円		
与那覇正俊	会社役員	100,000 円		
新田房広	無職	30,000 円		
神里幸雄	無職	30,000 円		
大城盛俊	無職	30,000 円		
安慶名峰子	無職	30,000 円		
大城友子	無職	30,000 円		
新田宜徳	無職	30,000 円		
池間秀夫	無職	30,000 円		
中野清光	弁護士	100,000 円		
宮城英喜	無職	20,000 円		
その他の寄附	16件	160,000 円		
その他の収入		614,279 円		
今 回 計		1,974,279 円	今 回 計	4,238,323 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,974,279 円	総 計	4,238,323 円

支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
	ビラの作成	462,700 円
	ポスターの作成	1,032,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	157,788 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	198,720 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	150,336 円
	計	2,264,044 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成26年12月29日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-------------	-------------

候 補 者 氏 名	西銘恒三郎	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	平成26年11月21日から 平成26年12月26日まで 第 1 回 分
出納責任者氏名	島袋哲二				

収 入			支 出		
主たる寄附			人件費		3,128,000 円
〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	家屋費		695,160 円
			選挙事務所費		695,160 円
自由民主党沖縄県	政党	11,500,000 円	集会会場費		0 円
第四選挙区支部			通信費		106,920 円
			交通費		1,395,575 円
			印刷費		5,931,900 円

			広 告 費	1,766,580 円
			文 具 費	112,181 円
			食 糧 費	293,496 円
			休 泊 費	21,858 円
その他の寄附	0件	0 円	雑 費	213,613 円
その他の収入		0 円		
今 回 計		11,500,000 円	今 回 計	13,665,283 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		11,500,000 円	総 計	13,665,283 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	245,000 円
	ビラの作成	420,000 円
	ポスターの作成	1,099,900 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	405,000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	2,369,900 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成26年12月26日	第 1 回報告分
-----------------	-------------	----------

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷  
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号